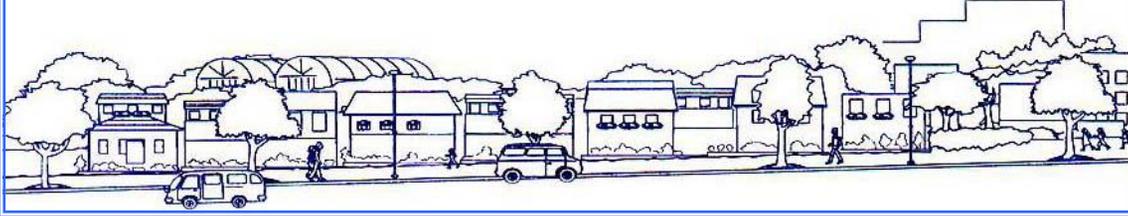


北小岩一丁目東部地区



No.87

2011/5/30

江戸川区土木部

沿川まちづくり課

連絡先：推進第一係

Tel.5668-5877

東日本大震災における清新町の液状化による被害状況について

先の3月11日（金）に起こりました東日本大震災により、江戸川区清新町において、液状化による被害が発生しています。まちづくり懇談会においても、皆さまから液状化被害に関するご質問がありましたので、被害状況をお知らせいたします。

○液状化発生区域（右図の の箇所）

・被害状況

1. 民間施設

(1) 住宅傾斜(大規模半壊) 4棟
現在調査中 12棟

(2) 集合住宅外構の一部に損傷

2. 公園、学校などの公共施設

公園：3箇所、学校：3箇所、公共施設：2箇所

※仮復旧は完了 今年度中に本復旧を予定

3. 道路(車道・歩道)

※延長約2,000m、面積約6,000㎡の舗装損傷
(ライフラインについては損傷の有無の確認継続中)

・液状化による噴砂土量（公共施設）

1. 道路 約1,500㎡

2. 公園や学校 約500㎡

この砂については、化学分析調査を行い汚染されていないかを確認した上で、自然災害発生土として再利用されます。



○清新町、臨海町地区の埋立事業の状況について

清新町及び臨海町の約380万㎡は「葛西沖開発事業」として水没民有地、公有水面を埋め立て、土地区画整理事業等により創出された街です。昭和47年より新左近川以北、新左近川～湾岸道路、湾岸道路以南の三工区に分けて埋め立てが行われました。

新左近川以北については、事業区域付近の海底土砂（細粒）により埋め立てられ、その他の地区は、建設発生土により埋め立てられました。今回の地震においては、新左近川以北の区域において液状化被害が報告されています。

前回のまちづくりニュースに引き続き、懇談会での質疑応答と説明した内容を掲載します。

①質問 建物の除却は、いつから行えばよいのか。

①回答 現在の予定では、来年の10月頃より皆さまと移転補償契約をさせていただき、その後、除却の期限日（再来年1月を予定）までに、皆さま自身で移転をしていただき、建物等の除却をしていただきます。
なお、仮住居補償については、一般的な木造住宅の場合は、除却の期限日の概ね20日前からが補償の期間となります。（それ以前に移転していただいたとしても仮住居補償の対象となりませんのでご注意ください）

②質問 すでに建物調査を終えている場合、再度、建物調査を行うことになるのか。

②回答 建物調査時点から建物や工作物（例えばブロック塀やエアコンを新たに設置等）が変更しているかをお伺いし、変更があった場合、再度、変更箇所を調査させていただきます。

③質問 移転・除却してからどのくらいの期間で戻ってこられるのか。

③回答 皆さまに移転・除却をしていただいた後に工事を開始し、工事期間として約28か月、戻ってきて新しい家を再建していただくのに、約4か月程度（建物の規模や構造に応じて異なります）を考えています。皆さまが戻ってきて生活を開始していただくのは、平成27年9月頃を予定しています。

土地区画整理審議会

施行者（江戸川区）は、事業を進めるにあたって、地権者の皆さまの代表で組織される審議会において、換地設計に関する内容や土地評価員の選任等について、同意をいただいたり、意見を聞きながら事業を進めていきます。

●組織の概要

定 数	10名（地権者8名+学識経験者2名）
選任方法	地 権 者：選挙（立候補制） 学識経験者：区長による選任
任 期	5年

●選挙権及び被選挙権について

土地区画整理審議会の選挙権及び被選挙権は、**宅地の所有権又は借地権をお持ちの方**です。

※駐車場や私道等をお持ちの方も該当します。

・共有で土地をお持ちの方について

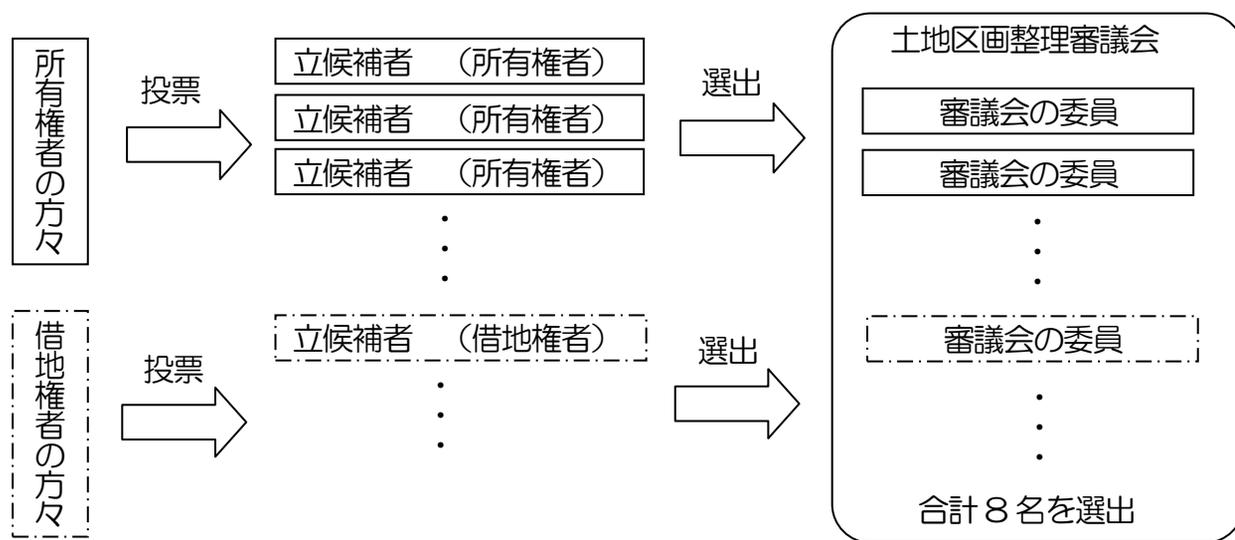
共有で土地をお持ちの方は、代表者選任通知書を提出していただくことで選挙権を行使することができます。

・複数の土地をお持ちの方について

複数の土地をお持ちの方であっても、選挙権としては1票になります。ただし、別途共有地の代表となった場合には、単有名義の選挙権と共有地の代表者の選挙権の2票を持つことができます。

●審議会の委員の選出について

審議会の委員の人数は、施行面積に応じて定められており、所有者と借地権者の委員の割合は、それぞれの選挙人の数に応じて決定します。審議会の委員の選出については、下図のとおり、所有権をお持ちの方は、所有権者の中から審議会の委員を選出し、借地権をお持ちの方は、借地権者の中から審議会の委員を選出することになります。



●選挙スケジュール（予定）

土地区画整理審議会の選挙スケジュールは、平成23年の7月中旬に選挙期日及び選挙人名簿の公告を予定しています。その後、選挙人名簿の縦覧や選挙人名簿に対する異義申出を受け選挙人名簿を確定します。平成23年9月下旬に立候補の受付を行い、立候補者が選挙すべき委員の数をこえた時は投票を行います。

<お問い合わせ先>ご意見・ご質問はこちらまで

えんせん
沿川まちづくり課推進第一係

北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所 TEL 5668-5877

※お電話は平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。

【URL】 <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/gyosei/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

